

平成 22 年 12 月 17 日

西東京市長
坂 口 光 治 様

西東京市下水道審議会
会長 村 田 幸 三

西東京市下水道使用料及び料金体系の適正化について（答申）

平成 22 年 5 月 31 日付、22 西審下第 9 号により、市長から諮問された標記の件について、慎重審議の結果、結論を得ましたので答申いたします。

西東京市下水道審議会答申

(西東京市下水道使用料及び料金体系の適正化について)

平成 22 年 12 月

西東京市下水道審議会

1 はじめに

西東京市は、総合計画により「やさしさとふれあいのまち」を目指して様々な方面で取り組みをしており、下水道事業は、汚水の処理対策としての生活環境改善及び河川など公共水域の水質保全に大きな役割を果たすとともに、雨水対策としての浸水の防除などに都市のインフラには不可欠なものである。

本市の下水道事業は、昭和 49 年の建設事業開始後、平成 21 年度末までに市域 1,585ha の公共下水道(汚水)普及率 がほぼ 100%となっている。一方では、公共下水道を使用している人口は約 96.3%である。この下水道の普及の結果、現段階において河川の汚濁防止などの環境保全や溢水地域の計画的な解消などにより市民の安全で快適に暮らすまちづくりが図られている。

今後は、さらに、老朽化していく既存の公共下水道施設の補修及び耐震化や高度処理対策を計画的に行っていく必要があり、また、この施設は、市民の共有財産として、将来にわたりその利便性を引き継いでいけるよう、適正に維持されなければならない。

下水道事業は、地方財政法第 6 条の規定により「公営企業のその経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」としている。これにより、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則 が求められている。下水道の維持管理に係る費用のあり方については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮して、基本的には「雨水公費」「汚水私費」の原則により負担するもので収入と支出のバランスを計っていくことが必要である。

しかし、本市の下水道事業の財政状況は、汚水処理費に占める下水道使用料収入の割合が低く、独立採算制には程遠く厳しい状況にある。

過去の下水道整備に関する建設事業費のほとんどが起債という形で賄われてきた結果、多額の起債残高と高金利に基づく元利返済のための資本費が嵩み、使用料収入で充当するに至らないため一般会計からの繰入金 が高額となっている。

また、平成 19 年度の下水道使用料改定では、汚水処理費不足分の約 50%以上の改善を図ったが、以降もこの汚水処理費経費回収率（以下、「回収率」という。）が継続的に低く多摩 26 市と比較しても最下位の状況である。平成 21 年度決算において、多摩 26 市平均回収率では 91.6%であるが本市は 52.1%と乖離がある状況である。

なお、平成 18 年度における下水道審議会では、今後の取り組むべき方向性や配慮すべき事項において、市は、下水道財政の健全化に努め、3 年程度を目途に使用料の見直し等による回収率の向上を示唆している。

現在の下水道使用料は、合併時の調整により低い方の旧田無市の使用料体系を持ちながら現在に至っている。しかし、田無市と保谷市の都市型対等合併から 10 年が経過したことから、現在の西東京市の都市形成の特性や下水道使用者

の使用実態などに応じた使用料体系にする必要がある。

近年、環境への負荷低減という面から「節水」が求められている。しかし、使用した水の量に応じて使用料を徴収する従量制の使用料制度のもとでは「節水」は使用料収入の減収となる。このことから、維持管理費や資本費の大部分は、水量の多寡にかかわらず必要な固定的経費であるから現行の使用料制度では固定的経費の回収が困難となる。このため、節水型社会にあつては、従量制は維持しつつも水量の多寡に関わりなく必要な固定的経費を回収できる新しい使用料体系の導入が、経営基盤の重要な要素である。

当審議会は、このような本市の下水道事業の財政状況、経費削減の努力、費用計算の根拠、他市の状況、今後の事業計画・経営状況等の各種資料を検討し、諮問についてその合理性、妥当性および公平性の点から慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

2 下水道使用料の現状と分析

当審議会は、下水道に関する関係法令等や制度および市の財政状況や下水道事業の財政状況の推移など使用料改定に際しての市当局の考え方について、資料を基にして詳細な説明を受け、質疑、意見の交換を行った。

その内容は、以下に示すとおり本答申の骨格となるものである。

(1) 汚水処理費に係る使用料不足

下水道事業は、地方財政法上では、独立採算制と受益者負担を原則としており、基準内以上の市財政からの負担を求めるべきでない。しかしながら、市の一般会計から下水道事業特別会計への繰入金は、公的資金補償金免除繰上償還により平成 16 年度をピークに毎年微減傾向にあるものの、平成 21 年度において 21.2 億円であり、市の自主財源（393.2 億円）の 5.4% を占め、市の財政を圧迫している。また、下水道事業特別会計の歳入(62.2 億円)に占める割合は 34.1% である。

汚水処理費は、汚水処理分として下水道使用料で賄う経費に対して上回っており、すなわち、回収率は 52.1% に留まり、汚水処理費の約半分が不足していることになる。これは、建設事業に係る費用を高金利で借り入れた市債の資本費が高く多摩 26 市中、本市は 2 番目となっている。

平成 22 年 3 月に策定された本市の「西東京市地域経営戦略プラン 2010(第 3 次行財政改革大綱)」において、重点課題として「下水道特別会計の健全化」が位置付けられ、独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの繰出基準を超える繰入を抑制する取り組みが示され、下水道使用料および使用料体系を計画的に適正な水準に見直す方針が盛り込まれている。本来、下水道事業特別会計は、下水道使用料で賄うべき汚水処理費等の経費は、下水道使用料をもって充当し、その収支均衡を図ることが基本であり、このことに努力することが求められて

いる。

しかし、大幅な下水道使用料の改定により、急激な負担増を求めることは、現在の低迷が続く経済情勢では避けるべきであり、その実施には十分な配慮が必要である。一方では、市民・企業の節水意識が高まっていることにも併せて配慮する必要がある。

(2) 市債の低減と費用負担の公平性

下水道の運営費用は、施設に関する資本費と維持管理費からなる。

下水道事業は、建設に多大な費用がかかるという特殊性から、その建設費のほとんどを市債(借入金)で賄っている。その市債残高は平成21年度末で151.2億円であり、平成21年度元利償還額は40.6億円以上にのぼる資本費を構成している。一方では、国の臨時特例措置として公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公営企業に対して公的資金補償金免除繰上償還が平成19年度から21年度に国から認められ高金利から低金利の借換えを実施したことで、公債費について低減になり、もって、汚水処理費のうち資本費の減少が図られることになった。この繰上償還には、国から公営企業の財政健全化計画の執行状況の確認と引き続き経営健全化に取り組むことが求められている。

しかし、建設に伴って発行した市債の償還金は償還期間中に毎年度発生していくものであり、下水道事業経営は短期的な視点でなく、中・長期的な視点に立つことが必要である。

この多額の先行投資に関する資本費については、世代間に不均衡を生じさせないよう、現在の世代とこれから下水道を利用していく将来世代とで公平に負担をしていくことが必要である。

また、維持管理費は、総延長373キロメートルを超える下水道管の清掃・補修・修繕費、使用料徴収委託費、人件費等である。これらの管理運営費用についても使用者負担の公平性が求められる。

(3) 適正な下水道使用料の設定

原価主義

下水道使用料は、「能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること」(下水道法第20条)を原則とする。

下水道使用料改定による回収率の考え方

現状の下水道使用料収入は、汚水処理費の約半分に及ぶ不足額をもたらしているが、その不足分の全額回収を目指す改定を行えば使用者の急激な負担増をもたらすことになる。よって、これを回避する必要がある。

引き続き、長期的には、独立採算制の原則を踏まえ、回収率100%を目標とし、中期的には多摩26市平均の水準を目指す努力を行っていくべきである。

3 下水道使用料の改定

今回の改定による増収分は、現行使用料体系の「基本使用料」「従量使用料」の単価改定によらず節水型社会並びに経済不況による大口使用者等に考慮した新たな水量区分を構築した使用料体系とする必要がある。また、合併から10年経過したことから西東京市として使用者の水の使用実態や世帯構成の生活形態からも新たな水量区分体系とすることが必要である。

(1) 汚水の区分

汚水は従来のとおり一般汚水と浴場汚水に区分し、一般汚水は基本使用料と新たな使用料体系とで構成する。

浴場汚水については、厳しい経営状況を踏まえ下水道使用料の改定は行わず現行のままとする。

(2) 基本使用料

基本使用料は、全使用者から水の使用量の多少に拘わらず負担を求め、維持管理費関係の経費や資本費（公債費償還金）等の一部に充当し、下水道経営の安定に資することから確実に固定的経費を回収することができるため存置する。

(3) 従量使用料

現行使用料体系は、従量使用料部分を7段階に区分している。使用者の水の使用実態や世帯構成並びに経済的弱者や節水型社会並びに経済不況による大口利用者等に配慮して、東京都23区並びに他市（武蔵野市ほか6市）が採用する8段階の水量区分を適用し、次のように改定する。

【表 - 1】使用料体系比較表

汚水の種類（1月当たり）		現行		改定	
		排出量	使用料(円)	排出量	使用料(円)
一般汚水	基本使用料	10 m ³ 以下	410	8 m ³ 以下	410
	第2水量区分	11～20 m ³	1 m ³ 当たり 88	9～20 m ³	1 m ³ 当たり 88
	第3水量区分	21～50 m ³	" 126	21～30 m ³	" 126
	第4水量区分	51～100 m ³	" 157	31～50 m ³	" 157
	第5水量区分	101～200 m ³	" 189	51～100 m ³	" 189
	第6水量区分	201～500 m ³	" 239	101～200 m ³	" 239
	第7水量区分	501～1,000 m ³	" 283	201～500 m ³	" 283
	第8水量区分	1,001 m ³ 以上	" 328	501～1,000 m ³	" 306
	第9水量区分	-	-	1,001 m ³ 以上	" 328
浴場汚水	1 m ³ あたり 19 円		1 m ³ あたり 19 円		

(4) 回収率の変化

経営の効率性を見る污水处理費に対する使用料収入の割合である回収率は、現行使用料では52.1%(平成21年度決算)であるが、今回の改定により総額約10%から13%の改善が見込まれ、これによる回収率は概ね59%(平成21年度決算の污水处理費より)に見込まれるものの依然として多摩26市中最下位となることが予測される。一方では、公的資金補償金免除繰上償還により公債費の削減が図られることから污水处理費の削減となり回収率の向上が期待される。

しかし、今後ポンプ場を廃止し自然流下方式事業等の市債による借入金が見込まれるため留意していく必要がある。

4 おわりに

当審議会は、以上の総括した論点から、本市の使用料改定案について慎重に審議を重ねた結果、全委員一致で、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、下水道使用料の体系を表-1のとおり改定する必要があると結論に達した。

なお、景気の長期低迷、デフレ経済等の社会情勢の下で、下水道使用料改定は使用者に負担増加を求めることになるので、本市における使用水量のほぼ全体を占める100m³までについては、水量区分を細分化し、水の使用実態や節水型社会に配慮し、急激な負担増加の抑制を図るとともに、使用者間の負担の公平性を考慮した使用料形態を構築する。また、今後、市は、使用料改定後も引き続き、下水道財政の健全化に努力し、3年程度を目途に定期的に下水道事業のあり方を検証するとともに、一層の経営努力を行うことを要望し、改めて使用料の見直し等について配慮されたい。加えて下水道事業特別会計の健全化を図るため、回収率を長期的には独立採算制の原則を踏まえ、100%を目標とし、中期的には、多摩26市平均の水準を目指し、経営改善に取り組むよう努力をされたい。

改定の時期については、下水道事業特別会計の健全化を勘案すると、改定時期を平成23年度の早期とすることは、妥当であるとの結論に達した。

今後、この答申が下水道事業の健全な運営に十分に活かされるよう要望するとともに、健全化の取り組みや達成状況については、定期的に評価・検証した上で、その結果を公表し、市の下水道事業が市民はもとより、多くの下水道使用者に理解をいただけることを期待する。

5 附帯意見

なお、審議の中で各委員から次のような附帯意見が出されたことを明記しておきたい。

(1) 市民への理解を求めるための広報活動の充実

下水道事業経営の独立採算制の原則による汚水処理費の利用者負担等について、利用者の理解と協力が得られるよう十分な周知を図るとともに、市民の共通の財産である下水道とその事業経営への関心を深めていく必要がある。また、下水道管は地下に埋設され一般に目に触れることが少ないためその必要性が理解されることが稀有である。よって、下水道事業経営並びに下水道についての市民周知への広報活動の充実に努力すべきである。

(2) 環境に配慮した雨水の活用

節水型社会において、節水家庭電器等（食器洗浄器、洗濯機、節水型便器等）の普及により下水道使用量が抑制されるものの最終処理場（清瀬水再生センター）の処理水が軽減されることや各家庭・企業の節水によりCO₂の削減が図られ環境に配慮されることになる。また、環境への配慮として、地下水の涵養や浸水対策の観点から既に「雨水浸透施設助成事業」を進めている。さらに、一部の公共施設にも雨水利用施設が設けられておりこれらの事業の促進に努力すべきである。

(3) 支出削減の努力

下水道事業費を減らすため、経費削減について自助努力を今後も継続する。また、建設費に要した市債による借入金が、高額でしかも高金利のものが多く、今後は借入金の償還が減少していく見通しである。また、平成19年度から21年度に国の臨時特例措置による公的資金補償金免除繰上償還により低金利への借換えの影響により公債費が減少傾向になるものの、依然として一般会計からの繰入金が多額であることから、引き続き借換えについては、努力すべきである。

汲み取りや浄化槽を使用している、未接続世帯については、公共下水道への接続（水洗化）を強化し、受益者負担の公正・公平性を確保するため積極的に努力すべきである。

地下水や雨水等、公共下水道に流入し使用料の対象とならない「不明水」については、減少に努め、有収率を向上させるとともに、清瀬水再生センターへの維持管理負担金の削減に努力すべきである。

関連市町村と連携して広域的な維持管理体制を構築し、効率化を図ることによって経費の削減が期待できる。いわゆる「下水道管渠の維持管理業務の広域・共同化」については、その実現に向け、引き続き関係機関と協議を進めること。

(4) ポンプ場を廃止し、自然流下方式への推進

汚水ポンプ場で稼動する機械・電機設備は、適切な保全管理を行っていても、汚水を処理するために設置環境が厳しく、摩耗や腐食が発生し、適切な時期に更新しないと設備機能の低下とともに、維持管理費用がますます嵩んでいく。

本市においては、既設の東町ポンプ場と下保谷ポンプ場を廃止し、自然流下

により流域幹線(黒目幹線)へ接続させることの条件が整ったことで維持管理のための人件費、施設の運転経費や機器等の改修・更新費を削減させることによって、経費削減と効率化を図られるためその実現に向け努力をする。

(5) 改定の考え方

前回(平成19年10月1日実施)の使用料改定は、下水道使用料の適性化により基本使用料と従量使用料を一律10%上げたものである。今回の改定は、西東京市の水の使用実態や節水による環境に対する負担の軽減との考え方に即し、経済的弱者にも配慮し、水量区分を見直したものであり使用料単価については基本的には現行の通りとすることが妥当である。

今回の改定は、市の「西東京市地域経営戦略プラン2010」(第3次行財政改革大綱)での取り組みにおいて、使用料及び使用料体系を計画的に適正な水準へと見直しをすることを基本としている。しかし、今日の経済不況の中では使用者に大幅な使用料引上げを求めることが困難なため、市民の水の使用実態並びに西東京市の都市形成の特性などに適合したバランスのよい使用料体系を選定することが妥当である。

【用語説明（50音順）】

【ア】

一般会計からの繰入金

一般会計繰入金は、下水道事業特別会計の収入として、一般会計からもらうお金のことで、一般会計側から見ると特別会計へ出すお金、繰出金と呼ばれ、表裏一体の関係になります。

一般会計繰入金のうち雨水処理にかかる経費など、一定の基準により公費負担で賄うべきもの（本来一般会計において負担すべき経費）としてもらっているお金を基準内繰入金といいます。特別会計の赤字補填^{ほてん}など、一定の基準以外の自由によりもらっているお金を基準外繰入金として区分しています。

地域経営戦略プランでは、下水道事業特別会計の健全化を図るため、この基準外繰入金の抑制を求めています。

雨水公費

下水道事業では、雨水に関連する施設の維持管理費、起債償還費等については、税金等により自治体が負担するとされておりま

雨水浸透施設助成事業

雨水浸透施設設置費用の一部を助成しています。雨水浸透施設を設置することにより、屋根に降った雨を地下に浸透させます。それにより、地下水の涵養や、雨水が河川や下水道へ直接流出することを抑制し、大雨による浸水・洪水被害を緩和します。

汚水私費

下水道事業では、汚水に関連する施設の維持管理費、起債償還費等については、使用料により使用者が負担するとされておりま

汚水処理費経費回収率（回収率）

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収割合を示す指標。

下水道事業特別会計は、汚水処理費を使用料によって賄うことが原則であるため、この経費回収率は下水道事業の経営状況を最も端的に表している指標となっています。

独立採算制の原則からすれば、回収率 100%以上が適正な水準となります。

$$\text{（算出式） 汚水処理経費回収率（％）} = \frac{\text{使用料収入（使用料単価）}}{\text{汚水処理費（汚水処理原価）}} \times 100$$

この回収率は分母を汚水処理費、分子を使用料収入として計算されるもので、分母を減らし分子を増加させることにより、回収率は改善に向かいます。

【カ】

清瀬水再生センター

東京都では、平成 16 年 4 月に従来の「下水道処理場」から改称されました。西東京市の汚水は、清瀬水再生センターに送られ高度処理されます。処理した水は、柳瀬川に放流しています。センターの処理区域は、東村山市・東大和市・清瀬市・東久留米市・西東京市の大部分、武蔵野市・小金井市・小平市・武蔵村山市の一部で、計画処理面積は 7,884ha、処理能力は 372,400 m³/日です。

下水道普及率

行政区域内（1,585ha）の下水道整備状況を表す指標の一つです。

下水道管渠の維持管理業務の広域・共同化

各市が行っている管路維持管理業務、排水設備業務、ポンプ場維持管理業務等の事務効率化に向け共同によるアウトソーシングを図ることをいいます。

公的資金補償金免除繰上償還

既往債の利子を軽減する観点から、資本費負担が著しく高い公営企業を対象に徹底した行革・経営改善を行う団体に「公営企業経営健全化計画」を策定し、国の承認を受けたことにより高金利（5%以上から7%未満）で借入した市債の償還について補償金の免除を受けた上で繰上償還を平成 19 年度から平成 21 年度に行いました。引き続き平成 22 年度も特例制度が継続されます。このことにより、約 19 億円の負担軽減が図られました。

公債費・市債

「市債」は、市が建設事業など、必要な資金を調達するために借り入れる長期借入金（借金）です。

「公債費」は、市債を借り入れた際、定められた条件による毎年度の元金償還及び利子の支払経費の合算で、いわば借金の返済額です。

【サ】

自主財源

市が自ら調達できうる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金などが該当します。

自然流下

自然流下とは、下水道管渠に勾配を付けて、下水を自然に下流へ流す方式です。

【夕】

独立採算制の原則

下水道事業は、地方財政法第 6 条によって自治体が経営する企業、公営企業として位置付けられ、その運営費は、サービスを受けた利用者が負担することになっており、受益者負担の原則が適用されています。

さらに、地方財政法では、運営経費は、その経営に伴う収入（使用料）をもって充てなければならないとしています。これを独立採算制といい、税収入を主な財源として、市民生活に必要な行政サービスを提供している一般会計と区別して、特別会計を設置して事業を実施することになっています。

【ナ】

西東京市地域経営戦略プラン 2010（第 3 次行財政改革大綱）

地方分権時代に市民の望む街づくりを実現できる自立した自治体の確立を目指して、緊急課題である財政健全化を着実に進めるとともに、分権時代にふさわしい行財政経営の仕組みを整備するために、平成 22 年度から平成 26 年度までを実施期間として市が策定したものです。

【ハ】

不明水

汚水処理水のうち、有収水量以外の地下水やマンホールから浸入した雨水など、汚水処理経費を負担すべきものが明らかでないものをいいます。

【ヤ】

有収率

汚水処理水量のうち、使用料の対象となっている有収水量の割合で、施設の効率性を示す指標の一つです。有収水量が多いほど使用料の対象とならない不明水が少なく効率的であるといえます。

$$\text{（算出式） 有収率（％）} = \frac{\text{年間有収水量（m}^3\text{）}}{\text{汚水処理水量（m}^3\text{）}} \times 100$$

付 属 資 料

- 付属資料 1 平成 22 年度西東京市下水道審議会委員名簿
- 付属資料 2 西東京市下水道審議会への諮問について
- 付属資料 3 平成 22 年度西東京市下水道審議会審議経過
- 付属資料 4 西東京市下水道審議会条例
- 付属資料 5 下水道使用料シミュレーション(平成 21 年度実績に基づく)

平成 22 年度西東京市下水道審議会委員名簿

(会長、副会長、あいうえお順、敬称略)

	氏 名	構 成	備 考
会長	村田 幸三	学識経験者	西東京商工会会長
副会長	中島 義成	その他市長が必要 と認める者	日本下水道事業団 東日本設計センター長 平成 22 年 7 月 15 日辞任
	神山 守	その他市長が必要 と認める者	日本下水道事業団 東日本設計センター長 平成 22 年 8 月 20 日委嘱
委員	柿原 美貴子	公募市民	東町在住
委員	加藤 壮一	学識経験者	日本下水道事業団 技術開発研修本部研修 センター教授
委員	金子 正志	その他市長が必要 と認める者	(社)日本下水道協会 総務部 主幹
委員	島田 秀秋	公募市民	向台町在住
委員	末光 正忠	公募市民	柳沢在住
委員	野田 浩二	学識経験者	武蔵野大学環境学部 環境学科講師
委員	林 頼子	公募市民	ひばりが丘北在住
委員	山本 均	法人市民	シチズン ビジネス エキスパート(株) 総務部資産管理課 課長

22 西 審 下 第 9 号
平成 22 年 5 月 31 日

西東京市下水道審議会
会 長 村 田 幸 三 様

西東京市長 坂 口 光 治

西東京市下水道審議会への諮問について

このことについて、西東京市下水道審議会条例第 2 条に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

西東京市下水道使用料及び料金体系の適正化について

2 諮問の理由

現在、本市では地域経営戦略プラン 2010（第 3 次行財政改革大綱）に基づき、財政健全化に向けた全庁的な取り組みを進めており、下水道事業特別会計においても、独立採算性の原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を抑制することが強く求められています。

このため、地域経営戦略プランに位置づけられている重点課題・実施項目「下水道事業特別会計の健全化」を着実に実行し、今後も安全で快適な下水道サービスを安定・継続して提供できるよう「下水道使用料及び料金体系の適正化」について諮問するものです。

西東京市下水道審議会審議経過

回数	開催年月日	審議内容等
第1回	平成22年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選出 ・審議会の運営方法等について ・諮問 ・今後のスケジュールについて 等
第2回	平成22年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の現地視察 (東町ポンプ場、清瀬水再生センター)
第3回	平成22年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道財政と使用料について 西東京市財政白書と西東京市地域経営戦略プラン2010(第3次行財政改革大綱) 等
第4回	平成22年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 ・下水道使用料等について 等
第5回	平成22年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選出 ・下水道使用料等について 等
第6回	平成22年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・西東京市公共下水道プラン(素案)について ・下水道使用料等について ・答申書の素案について 等
第7回	平成22年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等について ・答申案について 等
第8回	平成22年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等について ・答申案について 等
第9回	平成22年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)の最終確認について ・答申 等

西東京市下水道審議会条例

平成13年 6月29日

条例第198号

(設置)

第1条 西東京市の下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項について検討するため、西東京市下水道審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料、都市計画下水道事業その他の下水道事業の運営に関し必要な事項を調査し、審議し、及びその結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民 5人以内

(2) 学識経験者 3人以内

(3) その他市長が必要と認める者 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【表1】

現行			
料金表（1ヶ月、税抜）			
水量区分1	基本料金	水量（m ³ まで）	10
		料金（円）	410
		料金単価（円/m ³ ）	41
超過料金			
	水量区分（m ³ ）	料金（円/m ³ ）	
区分2	11～20	88	
区分3	21～50	126	
区分4	51～100	157	
区分5	101～200	189	
区分6	201～500	239	
区分7	501～1,000	283	
区分8	1,001～	328	
区分9			
消費税率		5%	

ケース1			
料金表（1ヶ月、税抜）			
基本料金	水量（m ³ まで）	10	10
		料金（円）	410
		料金単価（円/m ³ ）	41
超過料金			
	水量区分（m ³ ）	料金（円/m ³ ）	
	11～15	88	
	16～20	126	
	21～50	157	
	51～100	189	
	101～500	239	
	501～1,000	283	
	1,001～	328	
消費税率		5%	

ケース2（都の水量区分適用）			
料金表（1ヶ月、税抜）			
基本料金	水量（m ³ まで）	8	8
		料金（円）	410
		料金単価（円/m ³ ）	51
超過料金			
	水量区分（m ³ ）	料金（円/m ³ ）	
	9～20	88	
	21～30	126	
	31～50	157	
	51～100	189	
	101～200	239	
	201～500	283	
	501～1,000	306	
	1,001～	328	
消費税率		5%	

【表2】

年間使用料収入 （千円/年）	税抜	1,760,711
	現行差額	—
	税込	1,848,747
	現行差額	—
汚水処理費経費回収率		52.1%

年間使用料収入 （千円/年）	税抜	1,980,419
	現行差額	219,708
	税込	2,079,440
	現行差額	230,694
現行伸率		12%
汚水処理費経費回収率		59.0%

年間使用料収入 （千円/年）	税抜	1,986,107
	現行差額	225,396
	税込	2,085,412
	現行差額	236,666
現行伸率		13%
汚水処理費経費回収率		59.1%

※端数処理により税込み額が正しく表示されない場合がある。

※端数処理により税込み額が正しく表示されない場合がある。

※端数処理により税込み額が正しく表示されない場合がある。

【表3】

使用水量別使用料（円/1ヶ月、税抜）		
使用水量（m ³ ）	使用料（円）	現行差額（円）
10m ³	410	—
20m ³	1,290	—
30m ³	2,550	—
40m ³	3,810	—
50m ³	5,070	—
100m ³	12,920	—
200m ³	31,820	—
500m ³	103,520	—
1,000m ³	245,020	—
2,000m ³	573,020	—
4,000m ³	1,229,020	—
6,000m ³	1,885,020	—

使用水量別使用料（円/1ヶ月、税抜）		
使用水量（m ³ ）	使用料（円）	現行差額（円）
10m ³	410	0
20m ³	1,480	190
30m ³	3,050	500
40m ³	4,620	810
50m ³	6,190	1,120
100m ³	15,640	2,720
200m ³	39,540	7,720
500m ³	111,240	7,720
1,000m ³	252,740	7,720
2,000m ³	580,740	7,720
4,000m ³	1,236,740	7,720
6,000m ³	1,892,740	7,720

使用水量別使用料（円/1ヶ月、税抜）		
使用水量（m ³ ）	使用料（円）	現行差額（円）
8m ³	410	0
10m ³	586	176
20m ³	1,466	176
30m ³	2,726	176
40m ³	4,296	486
50m ³	5,866	796
100m ³	15,316	2,396
200m ³	39,216	7,396
500m ³	124,116	20,596
1,000m ³	277,116	32,096
2,000m ³	605,116	32,096
4,000m ³	1,261,116	32,096
6,000m ³	1,917,116	32,096

特徴

- ・多摩26市中17市（西東京市含む）がこの使用料体系である。
- ・水の使用実態に適合していないため、下水道使用料単価が多摩地域平均と比較し安価である。そのため、一般会計からの繰入金に依存している。

特徴・メリット

- ・使用料は現行と同じである。
- ・200m³からは一定の現行差額である。

特徴・デメリット

- ・市オリジナルのため、常に単価及び体系の検証が必要となる。
- ・8区分のため30m³～200m³使用者は負担割合が高い。

特徴・メリット

- ・特別区、7市が基本的にこの使用料体系を適用し実績があり、また本市の水使用実態に適合している。
- ・9区分となることで、節水効果が働き環境負担への軽減が図られる。
- ・料率増度が現行より緩和できる。
- ・節水への動機付けが働きやすい。

特徴・デメリット

- ・10m³の負担割合が高い。

【表4】 使用水量別年間件数・使用水量構成（～100m³）、平成21年度実績

